

特定疾患療養管理料に関する院内掲示

当院は厚生労働省が定める基準に基づき、かかりつけ医として特定の慢性疾患を有する患者様に対し、継続的な病状管理や計画的な療養指導を行っております。

1. 算定点数：225点（1か月に2回まで算定可能）

2. 主な対象疾患：以下の疾患が「主病（治療の中心となる病気）」である患者様が対象となります。

- ・アレルギー：アナフィラキシー（食物やハチ毒等によるものを含む）
- ・呼吸器系：結核、気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫など
- ・循環器系：慢性虚血性心疾患、不整脈、心不全など
- ・消化器系：胃潰瘍、十二指腸潰瘍、慢性肝炎、肝硬変など
 - ※ 痛み止め（NSAIDs）の常用が原因の胃潰瘍等は対象外です。
- ・内分泌・代謝：甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症など
 - ※ 「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」は対象外です。
- ・神経・その他：脳血管疾患、認知症、悪性新生物など

3. 長期処方・リフィル処方箋への対応について：当院では、患者様の状態に応じて以下の対応が可能です。

- ・28日以上長期投薬
- ・リフィル処方箋の交付

【リフィル処方箋・長期処方に関する当院の方針】

リフィル処方箋や長期処方は、通院負担を軽減できる一方で、「診察のない期間が長くなり、病状の変化や薬の副作用の発見が遅れる」という医療上のリスクを伴います。そのため当院では、患者様の安全を最優先に考え、以下の基準に基づき医師が個別に可否を判断しております。

・対応が可能なケース：病状が極めて安定しており、薬の変更や副作用の心配が著しく低いと医師が判断した場合（最大2回まで）。

・毎月の対面診察が必要なケース：病状のコントロールが途上の場合、定期的な血液検査・血圧測定等が必要な場合、副作用のモニタリングが必要な薬剤を服用されている場合など。

※初診の患者様へのリフィル処方箋の発行は、行っておりません。

※リフィル処方箋をご希望いただいたとしても、安全な医療の提供のため、医師の医学的判断に基づき毎月の受診（通常の処方箋発行）をお願いすることがございます。

何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

院長